

TAX NEWS

－ 国外財産を持つときに押さえておくべき事項－

国外財産の実態把握は、いま日本の課税当局が一番力を注いでいる論点とされています。なぜそのような状況になっているのか、税務署に提出する国外財産調書制度の内容や取り巻く状況を確認していきたいと思います。

○ 国外財産調書制度

▽ 提出対象者：居住者（個人）で5,000万円超の国外財産を有する者

▽ 記載対象財産：国外財産の全て

例) ●預金：預入金融機関の営業所等・金融資産のその発行人の本店所在地が国外である（円建も含む）

●保険金：保険会社等の本店又は事業所の所在地が国外である

●有価証券：国外金融機関の口座で管理している有価証券等、
国内金融機関の口座で管理していない外国有価証券等

▽ 国外財産の判定：12月31日の現況により判定

▽ 提出期限：令和5年分以後については、その年の翌年の6月30日（令和4年までは翌年3月15日）

▽ 国外財産調書を提出期限内に提出した場合は、これに係る申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税または無申告加算税が5%軽減。一方、提出が提出期限内にない場合または記載すべき国外財産の記載がない場合に、その国外財産に係る申告漏れが生じたときは、過少申告加算税等が5%加重



○ 税務署の動向

各国の税務当局は、それぞれ自国に所在する金融機関（銀行・保険会社・証券会社）から非居住者（個人・法人等）に係る金融口座情報の報告を受け、各国税務当局と自動的に交換します。そのため日本の税務当局も、他国から日本の居住者の情報（預金口座・保険契約・証券口座等の保管口座及び信託受益権等の投資持分、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等）を得ています。

これらの情報をもとに海外投資等を行っている個人に対して行われた調査結果によると、令和3事務年度においては、1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の3,690万円で、所得税の実地調査全体の1,613万円と比べても2.3倍と高額になっています。また、1件当たりの追徴税額も過去最高の1,119万円で、追徴税額の総額は229億円に上ります。

国外財産をお持ちの方は、国外財産調書の提出だけでなく、それによる所得の申告漏れがないかにも注意が必要です。

▽ 海外預金利息・海外配当等

国内利息・配当等とは違い、海外預金利息・配当等は総合課税となり原則確定申告が必要（金額の多寡は関係ない）

※海外預金利息・配当等は、国際的二重課税が生じる→確定申告で外国税額控除により還付できる

▽ 為替差損益

外貨の円転により実現した為替差益は雑所得。為替差損は雑所得のマイナスとして、他の雑所得があれば相殺可能

▽ タックスヘイブン税制

個人で現地法人に出資している場合、進出国が軽課税国で、経営実態等によりタックスヘイブン税制が適用される要件に合致した場合、現地法人の課税所得を日本の個人の雑所得とみなされて課税となる

なお、以前は法定申告期限から5年経過すると、申告漏れが確認されても税務当局は課税が出来ませんでした。令和2年の改正により、納税者が税務調査時の資料提供に応じず外国税務当局に情報交換要請が行われた場合は、情報交換要請から3年の間は課税できるようになっています。これにより申告漏れ所得と追徴税額は更に増加すると見込まれています。

（文責：橋本 明日香）

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目	事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	2事務年度	3事務年度	対前年比	
調査件数 件	2,172	2,043	94.1%	24,067
申告漏れ等の非違件数 件	1,952	1,816	93.0%	21,625
申告漏れ所得金額 億円	486	754	155.1%	3,882
追徴税額 億円	114	229	200.9%	777
一件当たり 申告漏れ所得金額 万円	2,239	3,690	164.8%	1,613
一件当たり 追徴税額 万円	527	1,119	212.3%	323

出典：国税庁 令和3事務年度 所得税及び消費税調査等の状況